

第3回農業委員会総会議事録

平成30年3月6日(火)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第8号から第11号)
日程第4 議事(議案第7号から第10号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 3 人)

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	4 番	永森 薫
5 番	有沢 敏博	6 番	城石 美枝子
7 番	砂原 仁志	8 番	前田 進
10 番	舟木 康眞	11 番	帯刀 眞理子
12 番	土合 正夫	13 番	山本 克伸
14 番	森 敏朗	15 番	進藤 久司
16 番	宮下 勉	17 番	村上 利之
18 番	山谷 孝芳	20 番	樋上 豊
21 番	明石 茂	22 番	堀 正
23 番	水上 幸雄	24 番	齊藤 高志
25 番	大垣 秀雄		

欠 席 委 員 (2 人)

9 番	石庭 文男	19 番	佐伯 瑞穂
-----	-------	------	-------

議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第9号 農地等第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

報告第 10 号 農地等第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について
報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 9 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 10 号 農地参考賃借料について
議案第 11 号 射水市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局
事務局長 片岡 幹夫 局長補佐 堀 修二
主 査 田中 良仁

射水市農林水産課
農政係長 西尾 哲 主任 黒梅 康弘

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 0 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 3 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「7 番 砂原委員」「8 番 前田職務代理」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長(舟木会長)

次に、日程第3 報告事項に入ります。

(報告第8号の説明)

議長(舟木会長)

報告第8号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議
題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

(報告第9号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第9号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理につ
いて議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第10号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第10号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第11号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第11号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了承をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第7号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の5ページをご覧ください。
今回は3件ございます。

【議案第7号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった

1番、2番については、経営規模拡大
3番については生前贈与によるものです。以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。

よって、議案第7号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第8号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書6ページの議案第8号をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第8号を議案書をもとに朗読】

1番は自己用住宅

2番は自己用住宅敷地としての転用申請です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

1番については永森委員より説明をお願いします。

永森委員

議案第8号の1番について説明します。

申請人は 市内で母と祖母、妻と1歳になる息子の5人で生活しています。

現在の住宅は築40年が経過し、老朽化が進んでいます。また子供の成

長とともに手狭な状態となっています。そこで小学校や中学校にも近い申請地に住居を建築する予定であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2番については私から説明いたします。

舟木会長

議案第8号の2番について説明します。

申請人は 市内で妻と子供4人で会社事務所の2階の共同住宅で暮らしています。

家族6人で生活するには手狭な状態であり、さらに長男が結婚し、同居したいとの話があり、ますます居住スペースが不足することとなり、現在の申請地に新たに住居を建築したいと考えています。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第8号について説明します。

1番については、申請地は、市街化傾向区域内にある農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は自己用住宅であり、集落にも接続しており、規模、必要性からも問題ないと判断します。

2番については、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は自己用住宅敷地ではありますが、集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当

と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第8号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第9号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第9号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。なお、本議案中、2番横山委員、6番城石委員、8番前田職務代理、14番森委員の関係する案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席願います。

2番横山委員、6番城石委員、8番前田職務代理、14番森委員退席

議長(舟木会長)

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(黒梅)

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

事務局(黒梅)

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長(舟木会長)

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第9号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のどおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (舟木会長)

挙手全員であります。

よって、議案第 9 号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

2 番横山委員、6 番城石委員、8 番前田職務代理、14 番森委員着席

(議案第 10 号説明・表決)

議長 (舟木会長)

次に、議案第 10 号 農地参考賃借料の制定について議題としてお諮りします。それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書 54 ページの議案第 10 号をご覧ください。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 10 号を議案書をもとに朗読】

射水市の農地参考賃借料は議案書のとおりとし、平成 30 年産から平成 32 年産分までの 3 カ年を適用期間とするものです。

議長 (舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長 (舟木会長)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第 10 号農地参考賃借料の制定について原案のとおり定めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第10号農地参考賃借料の制定について原案のとおり定めることを賛成することに可決いたしました。

（議案第11号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第11号 射水市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について議題としてお諮りします。それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書55ページの議案第11号をご覧ください。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第11号を議案書をもとに朗読】

射水市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)のとおりとし、この指針については農地利用最適化交付金を受ける際に定めることが必須となっております。次回の指針の改定については3年後になります。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第11号射水市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について原案のとおり定めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第11号射水市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について原案のとおり定めることを賛成することに可決いたしました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第3回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時20分

その他報告事項

平成29年度農業委員研修会について

- ・日 時 平成30年3月15日（木）午後1時30分より
午後4時30分まで

・場 所 「小杉文化ホール・ラポール」

*当日は現地集合でお願いします。

農業委員新年懇談会の精算について

農業委員会活動記録の提出について

農業委員視察研修について

次回開催場所と時刻について

- ・総会開催日 4月6日（金）午後2時から
- ・射水市役所 大島分庁舎大会議室

配布資料

平成30年度総会開催予定日

議 長 舟木 康眞

署名委員 砂原 仁志

署名委員 前田 進

第三回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成三十年三月九日
至 平成三十年三月三十日